

高松市太田上町915番地1
株式会社ライフックス
代表取締役 向井 信朝 様

高松市長 大西 秀 人



開発行為 許可 不許可 通知書

令和3年4月1日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり

許可する 許可しない ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

1 許可の条件

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・重力式擁壁①～⑦は5.0kN/m²以下とすること。
- ・L型側溝(道路擁壁)は10.0kN/m²以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市太田下町 字西下所
2118番1、同番3、2119番3、同番5、同番8
及び地先農道・水路

(実測地積) 1,510.91m²

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守するとともに、工事の適正万全を図ってください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、高松市を被告(高松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 2 1にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます(この場合においては、審査請求をすることができません)。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。

開 発 行 為 許 可 申 請 書



令和 3 年 4 月 / 日

(あて先) 高松市長

住 所 高松市太田上町915番地1
許可申請者

氏名又は名称 株式会社ライフィックス
及び代表者名 代表取締役 向井信朝



電話番号 087-813-8772

都市計画法 第29条第1項 第29条第2項 の規定により、開発行為の許可を申請します。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	高松市太田下町字西下所 2118-1、2118-3 2119-3、2119-5、2119-8及び地先農道・水路
	2 開発区域の面積	1510.91 1508.46 平方メートル
	3 予定建築物の用途	一戸建ての住宅 (5戸)
	4 工事施工者住所氏名	高松市林町2138番地1 リュウマンホールディング株式会社 代表取締役 柳萬聖隆
	5 工事着手予定年月日	令和 3 年 4 月 1 日
	6 工事完了予定年月日	令和 3 年 12 月 31 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	自己用外
	8 法第34条の該当号および該当 する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	令和 3 年 4 月 1 日 第 R3-2 号 Ⅲ	
※ 許可に付した条件	安全施設を完備して施工すること。 排水施設を完備すること。	
※ 許可番号	令和 3 年 4 月 15 日 第 R3-2 号 Ⅲ	

- 注 1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。
- 6 「法第34条の該当号および該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記載すること。
- 7 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法とその他法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 8 この申請書に必要な添付図書および手数料は裏面のとおりです。

連絡先 氏名 横井清英事務所
TEL 087-848-0003

手数料金額	受付年月日	レシートNo.